

2. 大学の機関別認証評価^{*1}

河野 通方^{*2}・林 隆之^{*2}

2002年に学校教育法が改正され、それにより認証評価制度が2004年4月1日から施行された。そこには「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けものとする。」とある。すなわち、大学を認証する制度ではなく、大臣に認証された評価機関が実施する評価を大学が受けなければならないというのが、認証評価制度である。学校教育法施行令には政令で定める期間として、大学では7年以内ごと、専門職大学院では5年以内ごとと定められている¹⁾。認証評価機関はあらかじめ、中央教育審議会の審査を経て文部科学大臣の認証を受ける必要があり、現在までに大学および短期大学の認証評価機関は表²⁻⁵⁾のとおりである。ここに記述した内容は、ウェブサイトに掲載されているものの一部であるので、詳細はそちらを参照して頂きたい。高等専門学校については現在のところ大学評価・学位授与機構が唯一の認証評価機関である。ただし、本稿においては、本書の主旨から大学、短期大学（以下大学等）について述べ、専門職大学院および高等専門学校の認証評価については触れないこととする。

認証評価は、大学等が認証評価機関を選択し、

その評価機関により制定されている評価基準に基づいて、大学の内部で自己評価を行うところから開始される。自己評価は報告書としてまとめられ、認証評価機関に提出される。この認証評価機関は大学等とは独立した組織であるので、これによる評価は第三者評価と呼ばれる⁶⁾。提出された報告書は、別表の評価体制に示す委員会等で書面審査される。このとき、書面からでは確かめられない事項やその確認のために訪問調査（実地視察）が行われる。訪問調査では、例えば対象大学の関係者（責任者）との面談や資料・データの収集を行うとともに、実際の教育研究活動等の状況を把握するため、学生、卒業（修了）生等との面談や教育現場の視察等を行う⁷⁾。これらをもとに、評価結果（案）が作成される。評価結果（案）に対して対象大学から意見（異義）がある場合にも対応できるようになっている。このようにして作成された評価結果は、対象大学に通知され、同時に文部科学大臣に報告される。また、印刷物やウェブサイトへの掲載などによって社会に公表される。基準を満たした大学等には認定証等が交付される。

認証評価の目的は別表に示されているとおりであり、大学の教育研究の質または水準の保証と向上、評価結果に基づく大学の改善、社会への公表、大学の特性（個性）の尊重と自律的な発展が主旨となっている。また、認証評価の機能として、大学等の教育研究に関する事項の情報提供機能、規制緩和に伴う質の低下の事後チェック機能、機関レベルのPDCAサイクルの確立による改善機能⁸⁾、などがある。

最後に、認証評価の第1サイクル（第1期）が近々終了し、次のサイクルに入っていくにあたり、評価結果に基づいた内部質保証システムの構

^{*1} Certified Evaluation and Accreditation of Universities

^{*2} Michikata KOUNO/Takayuki HAYASHI 大学評価・学位授与機構

表 大学認証評価機関一覧 (2010年2月現在)²⁻⁵⁾

	大学評価・学位授与機構	大学基準協会	日本高等教育評価機構	短期大学基準協会
評価の目的	大学評価基準に基づいた、定期的な評価による、大学の教育研究の質の保証。評価結果を大学の改善に役立てる。社会に公開して国民の理解を得る。	大学基準によって大学評価を行い、大学の適切な水準の維持とその向上をはかる。短期大学の個性、特徴を發揮し多様な発展ができるよう、改善改革を側面から支援し、教育研究の質を社会に対して保証する。	大学評価基準に基づく評価によって教育研究活動等の質を保証し、改革・改善に役立てる。社会の支持を得るべく活動の状況を社会に示す。各大学の特色を配慮した評価によって自律的な発展を支援・促進する。	短期大学基準に基づく評価。個性を尊重し、教育の向上・充実に資する。
認証評価対象機関	完成年度を経た、大学、大学院、短期大学、高等専門学校。会員制はとらない。	完成年度を経た、大学、大学院、短期大学。会員、非会員に限らない。	完成年度を経た大学、大学院、短期大学。会員、非会員に限らない。	完成年度を経た短期大学。会員、非会員に限らない。
評価基準	「大学の目的」、「教育研究組織（実施体制）」、「教員及び教育支援者」、「学生の受入れ」、「教育内容及び方法」、「教育の成果」、「学生支援等」、「施設・設備」、「教育の質の向上及び改善のためのシステム」、「財務」、「管理運営」の11の基準。希望する大学には、選択的評価事項として「研究活動の状況」、「正規課程の学生以外に対する教育サービスの状況」がある。当機構「大学評価基準」による。	「理念・目的」、「教育研究組織」、「教育内容・方法」、「学生の受け入れ」、「学生生活」、「研究環境」、「社会貢献」、「教員組織」、「事務組織」、「施設・設備」、「図書・電子媒体等」、「管理運営」、「財務」、「点検・評価」、「情報公開・説明責任」の15の基準。当協会の「大学基準」およびその解説による。大学基準の下に学士課程基準および修士・博士課程基準があったり具体化されている。	建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的、教育研究組織、教育課程、学生、教員、職員、管理運営、財務、教育研究環境、社会連携、社会的責務、の11の基準。当機構の大学評価基準による。	建学の精神・教育理念／教育目的・教育目標、教育の内容、教育の実施体制、教育目標の達成度と教育の効果、学生支援、研究、社会的活動、管理運営、財務、改革・改善、の10評価領域。当協会の短期大学評価基準による。
評価体制	当機構が行う認証評価には、大学、短期大学、高等専門学校を対象とした機関別認証評価と、専門分野別認証評価としての法科大学院認証評価とがある。大学機関別認証評価の場合は、大学機関別認証評価委員会（大学からの要請に基づき当機構が行う教育研究等の総合的な状況について、審議する。大学の学長及び教員並びに社会、経済、文化その他の分野に関する学識経験のある者30人以内で組織される。）評価部会（上記評価委員会のもとに置かれ、各大学等の具体的な評価を行う。）運営小委員会（評価部会間の調整を行う。）審査会（基準を満たしていないという評価に対して、大学から意見申立があった場合上記評価委員会のもとに置かれる。）	大学評価委員会（委員会としての最終的な結論を下す。大学評価の組織体制の中軸となる委員会。大学関係者25名と外部の有識者5名の計30名で構成される。）この委員会のもと以下の4分科会が置かれる。全学評価分科会（大学全体に関わる事項の評価）、専門評価分科会（各大学の教育・研究活動やそのための条件整備の状況などに関わる事項の評価）、大学評価分科会（単科大学あるいは2学部程度以上の大学について本委員会での評価する。）、大学財務評価分科会（評価申請大学の財務状況とそれに関する情報公開の状況を評価する。）、異議申立審査会（評価結果に対する申請大学からの異議申立を審査する。）	第三者評価委員会（国公立大学の関係団体、学協会及び経済団体等から広く推薦を求め、最終的に評価機構の評事会等の審議を経て決定する。国公立大学の関係者を10名程度、学協会及び経済団体等の関係者5名程度で構成する。）、評価チーム（上記委員会のもとに置く。登録制の評価員の中から各大学の教育研究分野や地域性などの状況が多様であることを勘案して配置する。）異議申立審査会（上記判定委員会のもとに置く。保留および不認定の対応に当たる。）	第三者評価委員会（理事会の下に置く。短期大学関係者や学識経験者等で構成。）、評価チーム（上記委員会のもとに置かれ、短期大学の具体的な評価を行う。5名程度。）、分科会（第三者評価委員会と評価チームとの調整を行い、評価結果の原案を作成する。）、異議申立に対して対応する審査委員会（意義申立の再審査を行う。）
評価結果への対応	基準を満たしていない基準についてのみ、翌々年度までに追評価を受けることができるとする。	勧告や助言については3年後に改善報告書を提出する。保留については最長3年以内に改善報告書を提出する。	保留に対しては3年以内に、当該基準に対してのみ再評価を受けることができる。	保留に対しては1カ月以内に改善報告書を提出する。同時に1年以内に再評価を受ける必要がある。

築を進めること³⁾などが要検討事項としてあげられる。

■文 献

- 1) 独立行政法人大学評価・学位授与機構編集, 川口昭彦, わかりやすい大学評価の技法, 大学評価文化の展開, きょうせい, 2006, p.78.
- 2) 独立行政法人大学評価・学位授与機構ウェブサイト, <http://www.niad.ac.jp/>
- 3) 財団法人大学基準協会ウェブサイト, <http://www.juaa.or.jp/>
- 4) 財団法人日本高等教育評価機構ウェブサイト, <http://www.jihe.or.jp/>
- 5) 財団法人短期大学基準協会ウェブサイト, <http://www.jaca.or.jp/>
- 6) 文献1), p.27.
- 7) 早田幸正, 航戸高樹, よくわかる大学の認証評価, エイデル研究所, 2007, p.72
- 8) 羽田貴史, 大学改革における評価の機能と役割, 京都大学高等教育研究, 第12号(2006) p.120